

総務常任委員会

平成21年12月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	紀 良治
飯高 昭二	木澤 正男	
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	乾 善亮	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	教委総務課長	野崎 一也
教委総務課参事	佃田 眞規	生涯学習課長	黒崎 益範
生涯学習課係長	平田 政彦	会 計 室 長	山崎 善之
監査委員書記	山崎 篤		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、紀委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

本委員会の会議録の署名委員を私より指名いたします。

署名委員に伴委員、紀委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、レジメに沿いまして進めたいと思います。初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第38号、斑鳩町文化財活用センター条例についてを議題といたします。なお、4. 各課報告事項の（1）斑鳩町文化財活用センター条例施行規則についてと、（2）斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則については、関連する事項でありますので、あわせて説明していただきたいと思えます。

理事者の説明を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、1. 付託議案 （1）議案第38号 斑鳩町文化財活用センター条例について、をご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

本議案につきましては、前回の総務常任委員会にて付議予定議案とし

てご説明させていただき、その際に委員のみなさまより受け承りましたご意見を検討させていただき、その内容に修正を加えております。修正箇所につきましては、資料1におきまして、見え消しによりお示しいたしておりますが、要旨でのご説明に加えまして詳しくご説明させていただきます。

それでは、本条例の主な内容について、ご説明させていただきます。議案末尾の「斑鳩町文化財活用センター条例（要旨）」をご覧ください。

斑鳩の歴史文化の調査・研究及び情報発信の拠点として、また当町の文化財行政の行政窓口としての機能を兼ね備えた施設として、平成22年3月の開館を目指し、現在「(仮称) 斑鳩町文化財活用センター」を建設しておりますが、当施設の設置及び開館後の管理運営について必要な事項を定めるものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。1. センターの設置及び目的並びに名称、愛称及び位置（第1条、第2条関係）についてであります。

「斑鳩町文化財活用センター条例」の設置及び目的並びに、名称、愛称及び位置を定めたものであります。文化財の調査、研究及び保存を行い、その活用を図ることにより、文化財に対する町民の理解を深め、歴史や文化の調査、研究及び情報発信の拠点として「斑鳩町文化財活用センター」を設置するものであります。また、センターの愛称を「斑鳩文化財センター」とするものであります。

続きまして、2. センターの開館時間及び休館日（第3条関係）についてであります。センターの開館時間及び休館日について、教育委員会が規則で定めることとしたものであります。ここで、センターの休館日につきましては、斑鳩町文化財活用センター条例施行規則において定めておりますが、前回の総務常任委員会においてご意見をいただき、その内容に修正を加えておりますので、後ほど同施行規則の説明の際に詳しくご説明させていただきます。

続きまして、3. センターの事業（第4条関係）についてであります。センターが行う事業について定めたものであり、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に掲げる「文化財」に関し、センタ

一の設置目的を達成するための業務を行うものであります。

次に、4.センターの職員（第5条関係）についてであります。センターに、センター長、その他必要な職員を置くこととしたものであります。当センターにおける、センター長及びその他必要な職員など、その組織等に関することにつきましては、以前から当総務常任委員会でご質問をお受けし、生涯学習課で文化財を担当しております技師2名に加え、センターの業務内容等を今後検討していく中で必要な人員を確保していく旨、ご回答させていただいておりましたが、総務常任委員会からいただきましたご提言も尊重するなか、センターの休館日については、必要最小限としていくことなども踏まえ、基本的に1週間で6日間の開館に向けて、センターの管理運営に必要な人員として、土曜日・日曜日・祝祭日には多くの来館者が見込まれること、また、センターに勤務する職員のローテーション等も勘案する中、以前からお答えしておりました技師2名に加え、若干名2名程度の人員が必要であると考えております。また、センター長についてであります。先ほど申し上げましたセンターの日常の管理運営における具体的な必要人員の他、当センターの文化財の展示や普及・啓発事業、また特別展における国宝の借入れ、講座・講演会などにおける専門的分野の代表者として、センターが行っていきたい事業をより円滑に推し進めていくことができる人材が必要であると考えております。なお、このセンター長につきましては、限られた予算の中でそのような人材を確保していくことから、非常勤の職員という位置付けを考えております。

続きまして、5.観覧料等、観覧料の減免及び観覧料の還付（第6条、第7条及び第8条関係）についてであります。センターの入館料は無料とするものであります。なお、センターが特別展示を行う場合は、千円の範囲内で観覧料を徴収することができますが、小学校就学の始期に達していない者が観覧するときや、斑鳩町に住所を有する小学校、中学校又は特別支援学校の児童又は生徒が観覧するときなどについては、特別展における観覧の促進や、費用負担の観点から免除することができることを定めたものであります。また、既納の観覧料について、特に必要が

あると認めるときは、その全部又は一部を還付することができることを定めたものであります。

次に、6. 行為の禁止及び入館拒否、退館命令（第9条及び第10条関係）についてであります。センターの管理・運営について支障のある行為を禁止するとともに、その行為に該当する者に対し、入館拒否、退館命令など必要な措置をとることができるものであります。

第9条、行為の禁止に関する規定につきましては、前回の総務常任委員会から承りましたご意見を検討させていただき、その内容に修正を加えております。資料1の2ページ目、第9条をご覧ください。修正箇所については見え消しによりお示ししております。入館者は、センター内においては、飲食、喫煙、火気の使用は禁止といたしますことから、第9条本文中の「何人も」を「入館者」に修正し、同条第6号「所定の場所以外において飲食し、喫煙し、その他火気を使用すること」を「飲食、喫煙をし、又は火気を使用すること」に修正させていただきました。

次に、7. 損害の賠償（第11条関係）についてでございます。入館者は、その責めに帰すべき事由により、センターの建物、付属設備又は資料等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならないものであります。

次に、8. 運営委員会（第12条関係）についてであります。センターの円滑な運営を図るため、「斑鳩町文化財活用センター運営委員会」を設置すること及びその組織、運営等に関する基本的事項を定めたものであります。委員数は7人以内とし、教育委員会が委嘱する。委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。この第12条につきましても、前回の総務常任委員会におきましてご意見を承り検討させていただきました。同条第2項で「教育委員会が委嘱する」と規定している部分について、当運営委員会は、教育委員会生涯学習課所管の文化財活用センターの円滑な運営を図るため設置することから、教育委員会が委嘱すると規定させていただいておりますが、資料1の最終ページ8及び10におきまして、「町長の附属機関として」と説明しております部分につきましても、この部分を削除させていただきます。当運営委員

会につきましては、当センターの運営について、文化財に関する幅広い分野からのご指導・ご協力をいただき、センターの運営をより円滑に、より質の高い事業を展開していくため設置させていただくものであります。なお、当運営委員会につきましては、必要に応じて開催いたしますが、年間2回程度の開催を見込んでおります。

次に、9. 委任（第13条関係）についてであります。この条例の施行について、必要な事項は規則により定めることとしたものであります。

次に、10. 付則についてであります。第1項関係では、この条例の施行期日を定めたものであり、平成22年3月20日から施行するものであります。次に、付則第2項では、この条例において、「斑鳩町文化財活用センター運営委員会」を設置することから、当該委員会の委員報酬について定めるため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。議案第38号「斑鳩町文化財活用センター条例について」のご説明は以上であります。

続きまして、関連する事項としまして、次第の4. 各課報告事項（1）斑鳩町文化財活用センター条例施行規則について、ご説明をさせていただきます。資料2-1末尾の「斑鳩町文化財活用センター条例施行規則（要旨）」をご覧ください。

斑鳩町文化財活用センター条例の施行に関し必要な事項を、所管機関である教育委員会が定めるものであります。

次に、2 開館時間（第2条関係）についてであります。センターの開館時間について下記のとおり定めたものであります。展示棟については、午前9時から午後5時まで。ただし、閉館時間の30分前以降は、入館できない。展示棟以外の施設については、午前8時30分から午後5時30分まで。なお、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができます。

次に、3 休館日（第3条関係）についてであります。センターの休館日について、下記のとおり定めたものであります。水曜日（ただし、休日の場合を除く。）12月28日から翌年1月4日まで。センターの休館日につきましても、総務常任委員会からご提言をいただいております

とともに、前回の総務常任委員会におきましても、ご意見をいただき検討させていただきました結果、総務常任委員会のご提言を尊重いたします。その内容に修正を加えております。

資料２－２ 斑鳩町文化財活用センター条例施行規則（案）の第３条をご覧ください。同条第２項で「休日の翌日（この日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）を休館日と規定しておりましたが、５月や９月の連休の場合において、その翌週に２日間の休館日が発生する可能性があることから、総務常任委員会からご提言いただいておりますように、センターの休館日は、メンテナンス及び清掃などに要する必要最小限とすることから、同施行規則第３条第２項の規定を削除するとともに、それに合わせまして、資料２の要旨のところでございますが、３の２点目の部分について削除することといたしました。

ここで、前回の総務常任委員会におきまして、水曜日が休日の場合、開館する旨のご説明はいたしておりましたが、その振り替えにつきましては、今回の修正により行わないということにいたしました。

次に、４ 資料の貸出（第４条関係）についてであります。センターが管理する文化財に関する資料について、教育目的または学術目的に使用する場合に限り、教育委員会の許可により、センター外に貸出しをすることができることを定めたものであります。ただし、貸し出すことにより、その保存に影響を及ぼすおそれがあると認める資料や未整理の資料などについては、教育委員会は、貸出しを許可しないことを定めたものであります。

次に、委任（第５条関係）についてであります。この規則に定めるもののほか、必要な事項について教育委員会が定めることを規定しております。次に、６ 付則についてであります。この規則の施行期日を定めたものであり、条例の施行期日に合わせて、平成２２年３月２０日から施行するものであります。以上、「斑鳩町文化財活用センター条例施行規則（案）について」のご報告とさせていただきます。

続きまして、次第の４．各課報告事項（２）斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則について ご報告させていただきます。資料３末尾の

「斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則（要旨）」をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本規則につきましては、前回の総務常任委員会でご報告させていただきました内容と相違がございません。

はじめに、1 目的（第1条関係）についてであります。斑鳩町文化財活用センター条例第12条第5項の規定に基づき、斑鳩町文化財活用センター運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を所管機関である教育委員会が定めるものであります。

次に、2 委員長（第2条関係）についてであります。委員会の委員長について、下記のとおり定めたものであります。委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

次に、3 会議（第3条関係）についてであります。委員会の会議について、下記のとおり定めたものであります。委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

次に、4 庶務（第4条関係）についてであります。委員会の庶務について定めたものであり、委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が処理するものであります。次に、5 委任（第5条関係）についてであります。この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、教育委員会が定めることを規定しております。次に、6 付則についてであります。この規則の施行期日を定めたものであり、条例の施行期日に合わせて、平成22年3月20日から施行するものであります。以上、「斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則（案）」についてのご説明とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、会議次第の1. 付託議案（1）議案第38号 斑鳩町文化財活用センター条例について、会議次第の4. 各課報告事項（1）斑鳩町文化財活用センター条例施行規則について、（2）

斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり、ご可決又はご承認たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。ただ今の説明の中で、文化財活用センター運営委員会規則、付則については、3月20日、「日」が抜けておりますので、そのつもりでみなさんのご審議をよろしくお願いいたします。それでは、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 前回の委員会で、条例・規則・運営委員会規則といろいろ中の文言について委員会としても意見を出させていただいて、それに沿って改善をしていただいているということについて、条例の文言等については理解をし、別に異議を唱えるものでもないんですけれども。私、前回の委員会の時にですね、条例を審議する際に、体制のことについても併せてやはり審査をする必要があるのではないかなということでお尋ねをしたところ、まだ説明っていうんですかね、体制等については委員会に示していただけないというお答えでしたけれども。今回、一般質問をされている議員の教育長の答弁なんかを聞いていると、一定考え方なんかを示していただいているのかなというふうに感じたんですけれども。前回の委員会で、検討して早期に委員会にご報告をいただけるというふうにおっしゃっていたんで、今日まあ、そういったことについてもご報告いただけるのかなと思ったんですけれども、その点についてはどうなんだろうかね。

教育長 職員体制については、先ほど課長が申しあげましたように、今おります技師2人と2名程度の職員を配置するというので、今申しあげました。ただ、センター長につきましては、今のところ、まだ名前を公表するまで至っていないということでご理解をいただきたいと思います。

木澤委員 まだその人との話の中でオッケーもらえていない段階だとは思いうので

そこらへんもこれから詰めていく必要があるだろうと。基本的には、私たちとしては、月2日程度来ていただけたらなと思っています。あと、内容につきましては、以前から申し上げておりますように、館の展示、国宝の展示等をするわけでございますので、そうした遺物の選定、展示方法、等々についての専門的な知識を有しておられる方からご指導いただくというような方をお願いをしてみたいと考えております。

木澤委員 月にどの程度来ていただくというのは、どういった仕事があるかということにもよるかと思うんですけれども。基本的に、特別展をやるのに例えば藤ノ木古墳に精通した方というふうにおっしゃいましたけれども、全国的に特別展をするのに、藤ノ木じゃなしに、いろんなどころから重要文化財になるのかどうかわかりませんが、物を借りてきて、例えば、斑鳩の活用センターで展示をすると。そういった際にも、例えばパイプ役になっていただけるような人というふうに考えてはるのか、そうか、藤ノ木古墳のことだけでそういうふうに考えてはるのか。特別展をどういう形で開催していこうというのは、今後の議論でもありますけれども、その構想がもうひとつ教育長の答弁からよくわからないんですけれども。

町長 先程来も教育長も申しておりますように、当然、藤ノ木ばっかしではなしに、やっぱり春夏秋冬、年2回するのか、そういうものについては、やはり全国的に精通した、やっぱり考古学者、あるいはそういう方をしなかったら、やっぱり文化庁との関わり、あるいはそういう関係等も十分精通した人をやっぱりセンター長として選びたい、そのための今、交渉ということでございます。

木澤委員 そういうことであれば、私も文化財関係がどうなっているかということ、全く素人ですから、よくわからないんですけれども、そういう考え方であれば理解はするんですけれども。そういうことでしたら、そういう考え方で検討しているということを、やはり一言委員会に欲しかった

などというのがひとつあるのと、あと報酬について、どういうふうが発生してくるのかなというのも、ちょっと気になるんですけども。月額、定額とかいう形にするのか、そうか来ていただいた分だけ報酬が発生するというのか、そのへんについてはいかがですか。

教育長 非常勤ということでございますので、今のところ、日額を検討をさせていただいております。まだ額についてはまだこれから詰めていかなければなりませんので、一応日額程度ということで考えています。これ、他の施設で置いておられるところについても、毎日でない限り、そういった支払方法をされておりますので、そうしたことも踏まえながら、これから交渉していきたいというふうに考えております。

木澤委員 そういうことでしたら、センター長については、一応考えをもっておられるというふうに理解をしておきますけれども。じゃあ、そうしますとですね、建物の管理等についてですね、一般質問を聞いておりますと、生涯学習課の課長が、当然、課の責任を持つということにはなるんですけども。そのときにも心配はされていたなと思うんですけども、生涯学習課って出先が非常に多いですよ。公民館から、中央体育館、さらには町民プール、野外活動センター、健民グラウンドと。出先が多い中で、しかも課の課長補佐はおられないような状況の中で、新たに文化財活用センターを作って、そこの館長さんが常駐をしない人やいうなかで、果たしてその管理という面で、課長ひとりで本当に対応していけるのかというところについても、私は心配をしています。そういう意味でも、体制組織のことについてきちっと説明していただければよかったですけれども、説明をしていただけないということなんですが。その点について、人事のことは別としても、その体制ですね、果たしてその管理体制がそれできちんととれるよというふうに考えてはるのか、今後、強化を考えていくということも検討しておられるのか。

教育長 人員配置については、先ほども申し上げておりますように、センター

には今、職員2名と、臨時職員で数名の配置をしていくという考えでございます。ただ、管理責任ということについては、生涯学習課の所管でございますので、課長が当然、責任を持っていくということでございます。それぞれの館の運営については、多い少ない、それはいろいろ考え方はあるかと思えますけれども、職員を配置して、遺漏のないように運用させていただいておりますので。これは、あとは人事異動の問題になりますから、人はどう替わるかわかりませんが、現況の人員で運用をしていけたらなというふうに思っております。

木澤委員 実際にやってみてどうなるのかという問題もありますけれども、その点については、そちらの、行政側の人事の問題にも関わってこようかと思えますので、私は、体制的に、人数的にちょっと厳しいのではないかなと心配をしていますので、そのことだけ申し上げておきたいと思えます。

委員長 確認しておきます。先ほど教育長は、職員2名、これは技師2名と臨時職員数名で運用していくということですね。 栗本教育長。

教育長 課長のほうは、1、2名というお話をしておりますので、その程度ということで考えております。

委員長 課長のほうは、1、2名。今、教育長は、職員2名と、臨時職員で数名というふうにお答えになったと思いますが。

教育長 技師2人、それに加えて、新たに2名程度の臨時職員を配置するというのを考えております。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 今の話にちょっと附属してっていう形でちょっとお聞きしたいんです

けれども、休日の件で総務委員会の意見を尊重していただいたなど私は感じております。その中で、やはり、今、木澤委員が言われたように、実際のところ、確か一般質問で「学芸員さん」、臨時職員さんですね、というようなお話があったと思いますねんけれども。そのあたりは、実際に募集されて、集まるような形ってというようなことで考えさせてもらってええわけですやろか。「学芸員さん」というお話があったんで、ちよっとそのへんお聞きしたいんですが。

教育長 施設が専門施設でありますので、職員の休暇の補充ということになりますと、そういった専門知識のある人を配置するのが一番いいのではないかとこのように考えております。ただ、2名ともそうなるかどうかということとは分かりません。職員のローテーションを組んでいく中で、どのようなふうな人選になるかということでもあります。そのへんは、専門的な知識のある者を1人は確保したいというふうに考えています。

伴委員 今の教育長のお話でしたら、結局、専門的な知識の方というのは、だいたい、いつ寄せていただいても1名はいらっしゃると、こう考えさせてもらってよろしいですやろか。

教育長 できるだけそういうふうな方法をとりたいと思っております。ただ、今もうすでに1名は中宮寺跡の調査で毎日行っております。また、臨時、緊急的に発掘調査に入らなければいけないというような状況も出てくるかもわかりません。そうしたときについては、若干、このときはおらないということは出てくるかもわかりませんが、できるだけ、そうした専門技師が1名、館におれるような体制をとっていきたいというふうには思っています。ただ、今申し上げましたような仕事の関係で1日、2日、欠員になる場合もあるかもわかりませんが、しかし、他の職員がそこにはおるということで、管理面についてはいけるのではないかと考えております。

伴委員 やっぱり、これ町長、教育長に要望といたしますか、お願いしたいのは、職員さんは、休日をできるだけ少なくしてほしいと私、前回お話をさせていただきました、そしてそういう形を精一杯とっていただいたとは思いますが、反面、非常にローテーションがきつくなるというようなことで、非常に負担が増えるというようなことができるだけないように、このあたりを要望させていただきます。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、私のほうから一言、言わせていただきます。一般質問において、「学芸員」、4年制の大学を出た「学芸員」を入れるとか、そういうふうな細かい説明をされておられましたが、当委員会においては、そういった説明は一切ございません。本来なら、今日あつてしかるべきなのに、委員からの質問で答弁されると、そのようなばかなことがあつていいものですか。また、臨時職員を置く、センター長、非常勤で置くということですが、その予算措置はどうなっているんですか。そこをお伺いします。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習 予算措置のほうですけれども、今年度の予算措置におきまして、3月課長 20日のオープンということで、それに向けまして、賃金等の予算計上をしております。

委員長 22年度の当初予算でやるということ、補正予算やなしに、どういうことなんですか。

生涯学習 今年度の分につきましても、来年度の22年度の予算につきましても、課長 もちろん、22年度につきましては予算計上はいたしますが、今年度につきましても予算は計上しております。賃金として予算を計上しております。

委員長 そうしたら、3月20日オープンで職員さんを入れると。3月20日

以前からの話にはなつてこようかと思ひますけれども。それについて、21年度の予算の時に計上されているということですか。

生涯学習 課長 その分につきまして、計上はいたしております。

課長

委員長 そうしたら、21年度の予算の時にもう臨時職員2名、非常勤の方1名と、センター長入れると、そういうふうなことをもう考えておられたわけですか。

生涯学習 課長 賃金として予算の計上を今年度で行つておるんですけれども、あくまでもオープンに向けて、その展示の補助員の予算ということで計上をいたしております。

委員長 ちょっと理解できませんけど。 はい、木澤委員。

木澤委員 委員長、途中で口をはさんで、すみませんけど。その例えば、センター長さんの話と、臨時職員さんにしたかつて、予備費から流用して、後で補正を組むとかいう形ではなしに、今の話やったら、当初予算でもう組んでいたという話ですよ。

委員長 そうですね。 小城町長。

町長 今申し上げているのは、3月20日にオープンしていこうというなかで、そういう備品とかそういう物を運ばんなあかんというような賃金等、当然4月1日からということですから、新しく学芸員を募集するとしても、4月1日募集ということになってまいりますから、新年度予算になっていくと。ただ、今、嶋田委員長がおっしゃっているように、当然、そういう3月半ばにオープンしようとするれば、やっぱり、そういう21年度予算の中には、そういう備品とかいろいろな物を運んでいかなんということでは、十分その分は見ている、ということ

の話です。

木澤委員　そしたら、そういうところから流用するという考え方なんですか。

町　長　だから、学芸員そのものについては、今、うちの職員が2人おりますから、それはもう行きますから。ただ、4月1日からは、学芸員の、そういう臨時の2名、臨時採用していくと。そういうことですから、22年度予算に新たに発生していくと。今、現状は、嶋田委員長がおっしゃるように、21年度については、そういう備品とかいろいろな関係等に付いて、賃金とか含んでますから。そういう分の賃金はあるということでございます。

木澤委員　いやいや、ちょっと話が。その新年度の学芸員の話はちょっと置いておいて。今、職員の配置の話の中で、その備品等を運ぶ、どうこうというものの人件費ではなしに、体制として配置をすることについての人件費を当初予算で組んではったというふうに、課長がおっしゃったと思うんですけども、どういうことなんですか。

委員長　暫時休憩いたします。

(午前9時42分 休憩)

(午前9時45分 再開)

委員長　再開いたします。　栗本教育長。

教育長　今の、学芸員等々の人件費については、21年度予算には計上しておりません。22年4月からセンター長も含めて予算計上させていただきます。ただ、今回の20日からの開館します、それまでの準備等々につきましては、今の調査費の中で予算計上させていただいておりますので、それを流用して、そして、このセンターの開館に向けての費用に充てて

いきたいというふうに考えています。

委員長

それでは、それは22年度の当初予算に入ってくるということなんですけれども、3月20日オープンで臨時職員の方もそこに含まれると。そうしたら、何のレクチャーもなしに、ただ3月20日に来られて、やっていくと、そういう形をされるわけなんですか。

教育長

今申し上げましたように、本年度、21年度の調査費等々ございます。文化財の今の開館準備の移転費と、そういうものについても費用を計上させていただいております。そこらへんの費用を流用して、3月20日からの費用については、そこから充てていきたい。準備等の費用についても、そこから、21年度の予算から充てていきたいというふうに考えています。ただ、22年度については、当初予算で計上させていただきたいと考えています。

委員長

22年度の当初予算は、3月の当初予算の審査のときに行われると思いますけれども、当初予算に組み込まれるということは新規事業だと思うんですけれども、新規事業に関しては、当委員会では詳しい説明をなされるべきではないかと。先ほども申しましたように、職員の配置等に関しましてですね、学芸員、4年制の大学を出た学芸員、大卒の基準でもって行うとか、そういうふうに一般質問の答弁でお答えになりましたけれども、そういうふうな説明があってしかるべきではないのかと。とにかく新規事業に関してはね、3月の定例会、または閉会中の定例会で説明されるよりも、本来なら、それまでに説明があって、各委員の意見を聞くということが本来の姿ではないかなと、私は思います。今回の、この条例に関しては、先ほど委員さんも申されたように、文言的には十分なものだとは思いますが、その審議に至る中で予算計上、予算関係のこと等は一切、こちらが質問するまで触れておられないということについては甚だ遺憾に思うわけでありまして。今後、こうしたことのないように、3月の定例会では22年度の当初予算が審議されますので、

総務常任委員会の所管における新規事業に関しては、少なくとも2月の閉会中の委員会には説明・報告していただきたいと、このように思います。

それでは、議案第38号の文化財活用センター条例について、他にご質問・ご意見はございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっと私確かめておきたいと言いますか、ちょっとお聞きしときたいですけれども、前回の閉会中の委員会から今日の委員会までの間に、やはり相当動きっていいですか、そのあたりが、急激にそういうのを決められたのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいんですけれども。体制のことですね。

生涯学習課長 閉会中の委員会時におきまして、それから、来年度の予算の編成に向けて検討する中で、11月の閉会中の委員会から、やはり予算の編成に向けて、かなり組織とかそういうふうなものについて検討する中で、かなり進んだ部分がありました。

伴委員 ということは、閉会中の委員会の時には、おっしゃられた、こないだの答弁のような形で、本日ご説明いただいた。この中で言うのは、やはりそのあたりがあったと考えさせてもらってええわけですな。

生涯学習課長 そのとおりでございます。

委員長 他にごございませんか。 飯高委員。

飯高委員 各委員さんからいろいろお話しが生まれて、今回こういう形で訂正されて、柔軟な形の中でされていったと思います。しかし、実際、これの条例・施行規則にのっとってやっていった場合ですね、やはり現場との齟齬があるというか、そういう形になり得る可能性があると思うんです。あったらいかんのか、あってそれを改善していくということが正しいの

か、そういうことも踏まえて、今後、やっぱり条例に照らして、現場との差異があった場合については、ちょっと報告、委員会にもしていただきたいなということで、私は思っております。今後、よりよい、やっぱり、条例・規則に基づいた現場の体制というものが必要となってきますので。初めてですので、そういったことを踏まえながら、また、ご利用いただき、ご提起いただいたらいいかなと思います。もう要望だけで結構です。

木澤委員 委員長の言ったことと、ちょっと被るかもしれませんが、私も意見だけ、ちょっと申し上げておきたいんですけども。やはり条例を審査する際にですね、私たちは住民の代表として是か非かということをしつかり判断をしなければならないということもありますので、やはり体制等についても、条例の審議の中できちんとできるような形で、今後も提案していただきたいし、委員会にもきちっと説明をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第42号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

乾総務課長。

総務課長

それでは付託議案の2点目でございますが、議案第42号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

この条例の一部改正の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただいておりますが変更はございませんので、議案書の最後のページの要旨をご覧いただきまして、要旨でご説明をさせていただきます。

消防法の一部を改正する法律、平成21年法律第34号が、平成21年10月30日に施行されております。この法律におきまして、条が3条追加されておまして、この法律が改正される前の消防法の条項を引用しております本条例の整理を行う改正でございます。なお、施行期日につきましては公布の日から施行し、平成21年10月30日から適用するということとしております。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

飯高委員。

飯高委員

消防団員ということで、これに関連しましてですね、今現在、消防団員100名切っているわけなんですけども、前にも私が一般質問いたしまして、規定の100人は割ってかなり低くなっているということで、消防の担当の方に消防団員と協力の上で団員さんを募っていただいているということの中において、今現状どのようになっているかちょっとお伺いしたいと思います。

総務課長 何名かの団員さん、定数100でございますけれども、定数を下回っているということでございますけれども、最近団のほうでも加入の促進ということでチラシを作っていたり、啓発文を作っていたりして熱心に啓発の方もしていただいておりますので、以前は退団された方もございましたけれども、加入のほうも若干ですけれどもされている方もございますので、徐々に町のほうもですね、団員さんの啓発ということで、広報にも啓発をさせていただいて加入促進ということも努めておりますし、団のほうでも努力していただいておりますので、今後もそういった形で団員さんの確保ということで努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(3)請願第1号、斑鳩南中学校サブグラウンドに設置のトイレの増設及びベンチ更新に関する請願書についてを議題といたします。まず、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、請願文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

請願事項につきましては3項目ございまして、現在既設のトイレの洋式化、そして2つ目としてはトイレの増設、3つ目としては破損したベンチの更新ということを要望されているものでございます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、審議に先立ちましてまず私より3点ほど質問いたします。まず1番目としましては、現在のトイレの設置に至った経緯について説明のほど、よろしく願いいたします。

黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 斑鳩南中学校サブグラウンドに現在設置しております水洗式トイレの改修前には汲み取り式のトイレ、小用2基、大用2基のトイレが設置されておりました。しかし平成18年度に利用者などから臭いの問題とか、トイレ内が暗いというふうな声もあり、また設置してから年数も経過し、劣化も激しいというような状況から平成19年11月に現在の水洗トイレに改修したものであります。平成19年の改修当時、小用2基、大用2基計4基の汲み取り式トイレが設置されておりましたが、その内小用1基と大用1基については、使用されていない状況であったということでございます。

委員長 それでは平成19年11月ですか、改修されたその際に利用者と協議はされましたか。

生涯学習課長 当時、水洗トイレへの改修の工事に際しましては、利用者との詳細な協議については行っておりません。

委員長 今回、当議会に請願される以前にですね、利用者の方から当局にトイレの増設等、今回の請願に対してのことについて要望はありましたか。

生涯学習課長 今回、議長あてに提出されました請願書にかかります内容についての要望でございますが、以前から当担当課のほうには伺っておりません。要望はございませんでした。

委員長 それでは、質疑・ご意見をお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 この南中のサブグラウンドは、高齢者の方をはじめ、スポーツ等で多くの若い方も利用されていると聞いてます。とりわけ高齢者の方々が主にゲートボールを楽しんでいただいている現状がございます。今日もそこ通ってみますと、朝早くから高齢者の方がゲートボールされている。日常的にやっているのかなとは思いますが。今回のこの請願ということで、出されまして、そのなぜこういう形で請願者が言われてるのかというのは、ひとつは現在のトイレというのは通常には使用されていたと思います。ところが男女共用ということで、男性の方が小をされている時に、やはり女性の方がそこを遠慮しながら女性がしなければならないという、ご婦人にとってはなかなか使用する時にはそういったことがあった場合においてはやはり遠慮しがちで、要するに使い勝手がその時に悪いという状況が生まれているということが1点と、それとやはり今の高齢者は足腰がわるいという、これは陳情にも書いてありますように、そういうことからこの洋式トイレということで言われているのかなとは思いますが。そこで、今回増設をしてほしいということの要望でございますけども、ひとつは、このサブグラウンドにおける使用規定というのがあると思うんですけども、これの、トイレの位置付けなんですけども、どういうふうな形であるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

生涯学習課長 斑鳩南中学校のサブグラウンドにつきましては、斑鳩町立学校の体育施設開放に関する規則に基づき、スポーツ活動に供するための開放を行っているところであり、利用者にあたっても施設に掲げておりますとおり、遵守事項を守って使用を願っているというところでございます。またトイレにつきましては、斑鳩南中学校が隣に隣接しておりますが、そ

の学校の管理上利用することができないということや、近隣に公衆用のトイレがないというふうなことからサブグラウンド内にトイレを設置しているという状況でございます。

飯高委員　それとですね、トイレの設置基準というのはなんかあるわけですか。先ほど報告された中において汲み取りが小2、大2ということで設置当時されたら、今回も設置、改修ということでされているんですけども。トイレ、このグラウンドの面積に応じてか、それとも人数に応じてか、規模はいろいろ変わってくると思うんですけども、そういった基準というのはないんですか。

生涯学習課長　トイレのほうなんですけども、水洗便所を設置する場合、浄化槽に対してまして一定の基準と申し上げるんですか、JIS規格というのがございます。その用途により浄化槽の大きさ等なんですけども、一定の基準というのとは設けられておりますが、トイレ設置する、しないということについては基準はございません。浄化槽を設置する場合の基準というのとはございます。

飯高委員　今現在のトイレっていうのはある程度規模があって、グラウンドに対して何人、最大来られるとかね、人数によってトイレの規模というのがやはり違うと思うんです。たとえば健民グラウンドね、あれ建屋でちゃんとそういうのあるわけですよ、規模に応じて、また面積や人数に応じて、やっぱり設置されているんじゃないかなと思うんです。それで、槽についても何人槽とかございますね、それについても、あの槽で今設置されているというからには、何らかの、やっぱり基準というか計算というか、基づいて設置されるべきではないかと。ただ、そこで人が集まって、便所が必要やからというて、この程度でいいんじゃないかなというのは、あまりにも雑じゃないかなと思います。やはりある程度は、そういった他の自治体においてもそういう設置基準を設けられましてですね、設置されていると。やはりそういうことが、やっぱり大事じゃないかなと思

います。今回におきましては増設云々ということになっても、その基準が曖昧であれば、やはり判断も難しくなってくるんじゃないかなとは、私は思うんです。先ほども最初に言いましたけども、現状を捉えて町はどういうふうを考えられているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

生涯学習 斑鳩南中学校のサブグラウンドは、通常近隣の老人クラブの方などで
課長 すね、軽スポーツを行うために、1日平均30人程度の利用者が使用されておられるのが現状でございます。トイレの設置数につきましては、現在は小用が1基と、大用が1基ということで設置をしております、限られた予算の中で必要最小限の数となっておりますが、その利用者の利便を向上させるというふうなことを考えれば、増設していくということが望ましいことであるというふうには考えております。ただ、休日等に大会等を実施されて多数の方が来られるというふうな状況の場合は、町内の健民グラウンドというふうな施設を利用していただいております。

飯高委員 今、課長のほうから増設をするというのが望ましいと言われているんですけども、実際にですね、今の現状のトイレがあって、その横に増設した場合において、今、浄化槽が合併か単独か、まあどっちかの浄化槽があるわけですけども、その容量というか、した場合において、仮にですよ、それで用が足りるんかどうか、ということをお聞きしたいと思います。

生涯学習 現在、水洗トイレで設置をしております。浄化槽の人槽の決定の方法
課長 としまして申し上げましたように、JIS規格の中でですね、建築物の用途別のし尿浄化槽の処理対象人員算定基準というのがございます。で、南中のサブグラウンドの用途を考えてみればですね、現在の人槽でまかなっていただけるという状況でございます。

飯高委員 仮にですよ、増設した場合において、今の浄化槽でいけるということ

ですね、ちょっとお伺いします。

生涯学習
課長 トイレの設置個数にかかわらず、浄化槽は対応できるということ
でございます。

飯高委員 となれば、今のユニットだけの設置ということになるということ
で。僕が懸念しておったのが、やはり増設することによって、計算上という
か、やはり便数が増えるということにおいては浄化槽のボリュームも計
算上ですよ、大きくなるのかなということでしたんですけども。今の
課長の答えでは対応できるということでありまして、例えば増設する
場合はトイレのみと、浄化槽は必要ないということで、わかりました。

私、最初に申し上げましたように、やはりこういう不便さを感じられ
ながら、そこのゲートボールに行き、また逆にゲートボールをしたい、
しかし目的はそこにあるんですけども、その環境がやはり悪ければ、
なかなか行かれないという状態を作ればね、せっかくやはりサブグラウ
ンドをご利用していただいている方においては、やはり、ましてや高齢
の方に対しては健康増進という形のね、目的がありながら、やっぱり環
境をいい形で守っていかなければ、そういった高齢者の方の増進ができ
ないかなと思います。今回の、この要望は私は非常に大事なことである
と思いますし、私としては、やはり和・洋の増設になるのか、洋だけの
増設になるのか知りませんが、その辺はできれば、ここを望まれて
いる1番と2番ですね、この請願事項に対しての、それを承認をお願い
したいということで、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 先ほど、申し忘れてましたが、先の一般質問で、この請願の紹介議員
の一般質問においてですね、請願事項の3については目的が達せられて
いるという趣旨の発言があったために、本日の審議ではこの3番につい
ては審議を行わないということにさせていただきたいと思いますので、
ご了承のほう、よろしく願いいたします。 木澤委員。

木澤委員 一般質問でそういう答弁があったと思うんですが、現状どうなっているかという説明はいただきたいなと思うんですけど。

生涯学習課長 請問でございます、請問事項3番目のグラウンド周辺に置かれているベンチとか破損していて補修願いたいということなんですけども、11月24日にいただいて、次の翌日に現場の修復をいたしております。

木澤委員 そうすると写真を2つ付けていただけてますけども、この2つが元通りというか新しく設置されているということになるんですね。

生涯学習課長 写真のベンチの2つについて、新しく設置をいたしております。

木澤委員 そういうことでしたら、私も願意は達せられているということで認識をしたいというふうに思います。今、飯高委員のほうからもいろいろと町のほうにも質問いただいて、私もよくわかりましたし、おっしゃてきていただいている方の思いというのは非常にやはり大切だと思えますので、私も汲みとって設置ができるようにしていただきたいなというふうに思うのですが。項目の1番をどう考えるかという問題がちょっとあるかなというふうに思います。トイレ増設というふうに書いてますけれども、何基増設をするのかなと、そういうところもやはり議論必要かなと思うんですが。飯高委員もおっしゃってましたけども、要望されているのは老人クラブの連合会ということで、主に高齢者の方が利用しやすいようにということで要望をあげていただきましたけども、私も実際ソフトボールなんかでサブグラウンドを利用させていただけてますけど、若い方も結構たくさん利用されているというふうに思うんです。お聞きをしますと、なかなか最近の方っていうのは洋式じゃないと、高齢者の方は足腰の関係でなかなか用が足しにくいという問題があって、その反面、若い方というのは洋式を逆に嫌うという傾向もあるというふうにお聞きをしているんです。ですんで、この請問の趣旨からすると、どう捉えるのかなという問題もありますけども、現在の設置しているトイレを洋式にし

ていただきたいというふうに要望があがってますけども、果たして今の和式のあの分をなくしてしまうのはいいのかどうかということも、私はちょっとそこは心配なんです。ですんで、私の思いとしては洋式を増設するというところで、現状の今ある分についてはあのまま残していただきたいなというふうに思うんです。その洋式の分で、今、男性が小を足して、それを押しつけないと入れないとおっしゃってましたけれども、そうならないようにその横に洋式を1つ設置すれば、特に男性用、女性用というふうに分ける必要があるのかなと。だからこっちは和式ですよ、こっちは洋式ですよという形があれば男性でも女性でも使えるのではないかなというふうに思うんですが、その辺のところは請願出していらっしゃる方に聞かないとちょっと分からないというふうにも思っているんですが、委員の皆さんのご意見として、どういう形で増設をするのがいいのかなというのがちょっと私は議論が必要かなと思ったんです。

委員長 議論していくってということですか。取りまとめの中で。他。伴委員。

伴委員 今、いろいろなご意見をお聞きしながら、ちょっとお聞きしたいんですけど、今、健民グラウンドのほうなんかは全部、和になっとったんですか。大のほうは、ちょっとお願いします。

生涯学習課長 健民グラウンドの大用の便所につきましては、和式というふうになっております。身体障害者用のトイレを設置しております、そちらのほう洋式ということですので、どうしても洋式を使用の場合は、そちらのほうを利用願っておるということになっております。

伴委員 今それと、ちょっと僕わかりませんねんけど、清掃ですな、掃除というのはどういう感じになっているか、わかりましたらちょっとお聞きしたいんですが。健民グラウンドでなく、南中のサブグラウンドのトイレですねんけども、清掃はどのような形で、どの方がやられているっていう

か、どんな形の体制になっているかわかれば、ちょっと教えてほしいんですけど。

生涯学習
課長 浄化槽の点検等ですね、法的な点検というのはもちろん町ですけれども、日常的な清掃につきましては使用者の方々がご厚意によって行っていただいております。

伴委員 ということは、請願書を出されている方々が洋式を望んでおられるということは、衛生面なんかも、ある程度洋式でいってもいけるやろうというような考えで出しておられるということがわかりました。そうになると、男女分けが必要、これ先ほど木澤委員おっしゃられたように、洋か和かというような形になってくると思いますねんけど。もし仮にでっせ、洋式とかになりますと、私個人的には便座冷たいやつはどうも抵抗あって、そやったら和でいこかというように自分自身はしとるんですわ。だからこれしてもらう時に、ぬくぬくの、便座だけでもぬくしてもらうようなことは考えてもらえるような範囲ですか。ちょっとわかりませんねんけども、そういうことも、もし、していただけるもんやったらありえるもんなんですか。

町 長 伴委員おっしゃるように、人それぞれによって洋式・和式っていうのはこれはあると思います。これは皆さん方のご要望っていうのは今、洋式がだいたい常ですから、仮に設置をしていくとしたら洋式の関係になってこようかと思っています。

委員長 紀委員、どうですやろ。

紀委員 私としては増設していただいたほうが、高齢者にとりまして、健康増進のためにゲートボールされたり、いろいろ役立つと思いますんで、排泄の不便っていうのは大変だと思います。できれば私としては、今もう高齢者が多いというか、立場からバリアフリー化のトイレ、洋式トイレ

2基でも結構ですけども、バリアフリー化したトイレを設置していただくのが一番ありがたいなと思っております。要望しておきますのでよろしくをお願いします。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 さっき伴委員が質問された関連で、身障者用のトイレのことにも触れられましたけども、サブグラウンド、あそこを使う方で、身体障害者の方っていうのはどれぐらいの割合で使ってはるんでしょうか。あんまりカウントはされてないんでしょうか。

生涯学習 サブグラウンド利用団体等についての調査を行っておるんですけども、課長 そのうちで障害者の方が使われている人数等については、今のところ把握はしておりません。

木澤委員 障害者の方も使えるようなトイレが望ましいかなというふうには思うんですけども、例えば今洋式をもうひとつ増やすという分の費用の関係と、障害者の方も使えるような対応したトイレということになると、額が全然変わってくるんでしょうかね。

町 長 額変わる変わらないの問題よりも、サブグラウンドそのものの活用方法っていうのは十分考えていかなければならないと思います。これは委員長が最初に質問されたように、結局、19年度に新しくさせていただいたんです。それは老人クラブ連合会か、あるいは議員さんのですね、議長とかいろんな関係の方々がやっぱりそういうことをやってほしいというんでさせていただいた。そういう経過のなかで、一番今使いにくいということでそういう陳情が出てきたと。私はあえて言うならばそういう方々が本当にわれわれに直接言っていただいたら一番いいんです。現状はね。だからそこらを十分整理していかなかったら、なんでもかんでもそうして請願したらええということに私は相成らないと思いますし、

こういう要望は要望ですね、やっぱりわれわれとしては来年度予算等についてどうしていくか、ということについては、住民の意見は十分、住民の意見は議員さんでありますから、そういう貴重なご意見を聞きながらですね、やっていきたい。やっぱりそういう経過があると思います。南中サブグラウンドそのものがトイレなかったんです、最初は。やっぱり南中学校を使っていたとということで、ただやっぱり利用者が増えてきたっていうのか、最近はですね、いろんなグラウンドゴルフとかあるいは、バードゴルフとかね、グラウンドが取れないんですよ。天満も非常にいっぱい、そしてサブグラウンドに行く、あるいは週明けですね、ローテーション組むのが大変なんです。だから非常に南中のサブグラウンドは非常に多い。ただ、日曜とかそういう時には若い方々がソフトボールやっています。ただ、われわれいつも申し上げるのがソフトボール借りるあとでも、結局きれいにしてないですよ。結局フェンスを破っていて裏から出てたり、必ず担当にいうのは、次はそういうことでは使用するのを控えてほしいと、やっぱり缶ビール飲んで放ってあったりね、そういうこともございますから。やっぱり使用上の関係等についても、いろいろな関係があります。今、木澤委員おっしゃるように、当面はやっぱり今の関係等について、私は整理をしていきたいと思います。

木澤委員 請願の項目としては洋式トイレの設置ということで要望があがってますんで、一応参考までに身体障害者の関係を聞かせていただきましたけども、その請願の審議ですから、また今後の検討課題として身体障害者のことについて、また町長がおっしゃったようにサブグラウンド利用の目的についても、やはり障害者の方にどう利用していただくのかということも含めて今後の課題ではあるかと思えますんで。そのことについては、今回の議論の中では置いときたいと思えますけども。そうすると、洋式トイレですね、何基がいいのかなというような話さっきもおっしゃいましたけども、どちらも、和を使う方もいらっしゃるということも含めて1基ということで、新たに洋式トイレを1基増設というのが望ましいかなというふうには思うんですけども。

委員長 その数の問題につきましてはね、また取りまとめの時にいろいろ議論していけばいいと思いますので。

よろしいですか。他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今、トイレの問題でいろいろ議論されてますけども、実際に災害が起こった場合にですね、簡易トイレというのがね、準備をしていただけてますけども、トイレの数というのが少ないですし、災害時には、やはりこれから増やしていかなければならないということで、関連といったらあれなんですけども、トイレをこういう形で増設していく、災害の面からいえばやはり大事なことかなとは思ってます。そういうことで、それも含めてちょっと。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、委員皆様のご意見としましては、この請願の趣旨を当委員会としては理解するというので、取りまとめを行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま全委員と取りまとめの協議を行いました結果、「この請願の趣旨を踏まえまして、既存のトイレとは別に、新たに洋式トイレの増設をされるよう要請します。なお、詳細につきましては、利用者とは十分に協議されるよう望みます。理事者におかれましてはよろしくご配慮をお願いいたします」という趣旨採択すべきものと決しました。

ただし、私の思いといたしましては、請願事項の3のように直ちに修復されたこともありますように、すみやかに解決されることもありますので、請願されるまでに当局と話し合いをするという方法もあることを申し添えておきます。

続きまして2. 継続審査案件について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきましてご報告申し上げます。

まず、(仮称) 斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。

(仮称) 斑鳩町文化財活用センター整備工事につきましては、工事引渡し期日となっております、今月の21日に向けまして鋭意工事を進めておりるところでございます。施設の消防検査等の諸手続きを現在進めております。進捗率としましては、本日現在でおよそ94%であります。

現在進行中の工事といたしましては、本館である展示棟、映像ホールの座席設置工事や、原寸大の石室図を再現する通路の工事、展示工事ケース内の展示台や解説の作成などを行っているところでございます。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。前回の委員会にてご報告いたしました通り、現在講堂及び回廊の推定地の調査を進めており、遺構の検出作業を行っておりまして、今月中には、金堂基壇西側の回廊の推定地における発掘調査に着手する予定をしております。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったというこ

とで終わります。

次に、3. 付議予定議案について、最終日に町長提案が予定されている議案3件について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 町立小学校のデジタルテレビ・ブルーレイディスクレコーダーの購入について、(2) 町立学校等の教員用パーソナルコンピュータの購入について、(3) 町立中学校の教育用パーソナルコンピュータの購入について、以上の付議予定議案について、一括して理事者の説明を求めます。 佃田教育委員会総務課参事。

教委総務
課参事

付議要予定議案の(1)番から(3)番につきまして一括してご説明させていただきます。前回の委員会で整備内容等につきましてご報告させていただきましたが、先日の7日にそれらにかかります指名競争入札により入札の執行がありましたので、再度整備内容と入札執行結果につきまして報告させていただきます。

まず、町立小学校のデジタルテレビ及びブルーレイディスクレコーダーの購入につきまして、各3小学校に視聴覚室と職員室に50インチのデジタルテレビを計6台、校長室と事務室に32インチのデジタルテレビを計6台、またブルーレイディスクレコーダーにつきましては、各3小学校に2台ずつの計6台整備するものであり、アンテナから各デジタルテレビまでの配線設備等の整備を行います地上デジタル放送対応受信設備整備工事と一括で発注いたしました。落札者は、斑鳩町興留5丁目15番25号、株式会社高塚電気商会、代表取締役高塚雅之で、落札額は724万5,000円で落札率は78.41%となります。事業期間につきましては、議会議決後から平成22年3月10日の84日間を予定しております。

そして、町立学校等の教員用のパーソナルコンピュータの購入につきましては、幼稚園で19台、小学校で79台、中学校で48台の計146台を各教職員の事務用として整備するものであり、各町立小学校の校内LAN整備工事と一括で発注いたしました。落札者は、奈良市高天町22番の2、日本電気株式会社 奈良支店支店長向井徹で、落札額は2,

748万9千円で、落札率は98.79%となります。事業期間につきましては議会議決後から平成22年3月26日までの100日間を予定しております。

また、町立中学校の教育用パーソナルコンピュータの購入につきまして、各中学校に40台ずつの計80台を教育用ソフトウェアや5年間の保守等とともに整備するものであります。落札者は、奈良市高天町22番の2、日本電気株式会社奈良支店支店長向井徹で、落札額は4,929万7,500円で、落札率は98.22%となります。事業期間につきましては議会議決後から平成22年3月26日までの100日間を予定しております。

これらにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をいただかなければならない予定価格が700万円を超える物品の購入に該当いたしますことから、本会議の最終日の17日に提案させていただき、議決を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、簡単ではございますが、付議予定議案の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。以上、最終日の付議予定議案として、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、4. 各課報告事項について、(1)と(2)については、先ほど報告が終わっていますので、他に理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。 乾総務課長。

総務課長 総務課から1点ございます。消防関係の年末年始の行事の関係でございますけれども、毎年行っております町消防団の年末警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日から30日までの3日間実施をいたし

ます。議員皆様方には、恒例によりまして、消防団員への激励といたしまして、この期間に各分団詰所にご訪問をしていただきたいというふうに考えております。事前に班編成をさせていただきまして案内させていただいておりますが、年末のたいへんお忙しい中ではございますが、よろしくお願いを申し上げますをしたいと思います。

それから、新年の1月5日でございますけれども、斑鳩町消防団出初め式で、午前10時から斑鳩小学校の運動場で実施をする予定でございます。議員皆様には案内状を送付させていただいておりますが、よろしくご出席賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上、消防関係の年末年始の行事ということで、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 当委員会は消防運営委員会も兼ねておりますので、お忙しいとは思いますが、予定されている日時によろしくお願いいいたします。

何かご意見などございませんか。

(な し)

委員長 それでは、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、5. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 2点あるんですけれども、まず1点目として、消防コミュニティセンターの管理のことで、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。あそこの地元の自治会のほうで管理をさせていただいているというふうに思うんですけれども、申込みをする際ですね、施設を使う、その際にいつから申込みを受けているのかということで、いろいろと町民の皆さんから声をお聞きするんですけれども。申込みに行ったら、もう先に決っていたよと。いついつから受け付けていますよということで、その期日を守って

いったら、もう決っていたよとか、いうことで、ちょっとあるということでお聞きしたんですけれども。そこは、いつから受付をしているのかなど。決めて運用してされているとは思いますが、そこはどうなっているんですかね。

総務課長 消防コミュニティセンターの集会室の関係の予約ということでございます。これにつきましては、利用される日の属する前月の初日、1日ですね、から、一応原則として、そういう形で受付をさせていただいております。質問者もおっしゃっておられますように、集会室の管理については、地元自治会に管理・運営をお願いしているという状況でございますけれども、この施設につきましては、その地域の住民の方の福祉の増進ということで建築しておりますので、そういった関係で、その方が予約の電話をされた時には、地域住民の方の行事といいますか、そういう予約が先に入っておったのではないかというふうに思います。予約された時にですね、その旨ですね、地域住民の方の使用があれば、その日はちょっとお使いになれませんよという一言があればよかったと思うんですけれども、そういう説明がなかったということで、その方は申込の初日に受付されたと思いますけれども、その時には、すでに入っておったということですので、予約が電話があったときには、地域住民の方がお使いになるときは、その日を避けていただくというのか、先に入っているということがありますよと、その予約の時に、そういう周知も今後していきたいと考えております。

木澤委員 地元自治会に管理していただいていますので、お手数かとは思いますが、やはり申込みされた方にもきちんと理解いただけるように対応いただきたいと思います。

あとすみません、もう1点なんですけれども、小学校の保健の先生と言うんですかね、養護教諭の方のことでちょっとお聞きしたいんですけれども。今、各小学校に学童保育を併設して運営されていますけれども、例えば、そこの学童保育に行っている子がケガをした際ですね、病院に

連れて行く等の判断も含めて、例えば、学校に保健の先生がおられるのでしたら、そういう方に相談し、判断していただく等の対応というのは、今、そういう形にはなっていないかと思うんですけれども、そういうことについては、どういうふうに考えたらいいんでしょうか。対応していただけるのかどうか。

教委総務
課長

今、ご質問の学校の養護教諭についての、学童保育でケガをされた方についての対応ということでございます。学校のほうでは、時間外となっておりますので、対応はしておりません。ただ学童保育室につきましては、指導員、保育士の資格を持った者がおりますので、その方が軽傷であれば応急手当の処置をしたり、また骨折とか打撲等につきましては、すぐに病院に搬送するという事で、福祉課の職員が搬送の業務に携わっているわけでございます。それと同時に、保護者にも連絡をとって、対応していただいているという状況でございます。

木澤委員

基本的には、保育士さんですね、の資格を持っている方が学童保育室の指導員になっていただいていると思いますので、まあそういう対応をいただいていると思うんですけれども。先日、飯高委員も一般質問されていたように、保健の先生のもっている資格と、保育士さんの資格というのは、また別かなと思うんです。先日、学童保育でもブランコから落ちて、手を打った子どもが、後々になってヒビが入っていたということがあったというような状況もお聞きをしたんですけれども。そのときにですね、その保育士さん、指導員さんが、子どもに「痛くないか」ということを聞いていただいて判断をされているけれども、結局あとにならなければわからなかったと。で、一般質問の答弁を聞いていますと、保育園については保健センターと連携をとって、看護師の資格をもっていると思いますので、そういった対応していると聞きましたけれども、では学童保育はお聞きすると、そういうことですかという答弁なんですけれども。そっちも保健センターに連絡して、すぐ看護師さんが来て、見ていただけるという対応ができればいいんですけれども、そうでないと

きは、学校の保健の養護教諭の先生にご対応いただけないのかと。特に、今、放課後子どもプラン等で、学童保育と、放課後こども教室との連携が重視されてきている中で、一概に管轄外だということではなしに、そういう連携も是非図っていただきたいなど。今、学校の先生も忙しい、数が少なくなってきたり、業務量ふえたり、忙しくなっていた実情があって対応できないということなら、いたしかたないとは思いますが、すけれども、今後の私は検討課題のひとつかなというふうに感じましたので、今回お尋ねをさせていただきました。

町長 今、木澤委員おっしゃるように、そういう関係については、必ずそういうことがあれば、うちの担当のところに入って、保健センターとタイアップして、必ず、そういう報告等は受けます。ただ、今の関係等については、よくあることですね、そのときは痛くなかったと。しかし何ヶ月かして、整形外科行ったらやっぱりヒビ入っていたということは大いにあると思います。ただやっぱり、そのときには応急的な処置はさしてもらっても、あとは保護者の方が、やっぱり、お父さん、お母さんが、そういうことについて、もういっぺん精密検査をすとか、そういうことはしていかなと。やっぱりそこで現場の応急処置は、当然、担当のほう聞いて、保健センターとタイアップして、こうこうでしたよということは我々にも報告いただいておりますように、そういうことが一番大事だろうと思います。ただ、養護教諭がおられたよってに、すぐやったから、というよりも、必ずそういうことは現場から担当の職員に連絡があったら、絶えず保健センターと連携を保ちながらやっているというのが状況でございます。

木澤委員 保健の先生に対応いただくというよりも、町のほうで別の体制とってきちんと対応いただいているというふうに町長は答弁してくれはったのかなと思いますけれども。やはりその時点での判断というのは難しいと思いますのでね。やはり、今後もより専門的な立場の人が、そういうところで判断できるような形で今後充実を図っていただきたいなど

いうふうに申し上げておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、継続審査案件についてお諮りしたいと思います。
お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時11分 閉会)

